ご旅行条件書　【募集型企画旅行】　観光庁長官登録旅行業2071号　株式会社アチーブゴール

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面および同法12条5による契約書面の一部になります。（表面）

1．募集型企画旅行契約

1）この旅行は、株式会社アチーブゴール（以下「当社」という。）が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。

2）当社は、お客様が当社の定める旅行目程にしたがって、運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

3）旅行契約の内容・条件は、ホームページ・本旅行条件書（以下「契約書面」という。）および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という。）によります。

4）旅行契約の範囲は、契約書面に記載している施設に入場時から退場時までの期間となります。

2．旅行契約のお申込み・ご予約

1）当社は当社が運営するインターネット上の旅行予約サイト（以下「ホームページ」という。）内のオンライン入力あるいは申し込み書本人による起債を終えた専用申込書のファクシミリ、郵送、電子メールによる提出においてのみ旅行契約のお申し込みを受け付けます。

2）当社は電話、郵送、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込金のお支払を通知していただきます。この期間内に申込金を提出されない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱いいたします。

3）申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱いいたします。

区　分	申込金（おひとり）
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	3万円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円以上10万円未満	2万円以上旅行代金まで

ただし特定期間、特定コースについては別途ホームページに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

4）当社は、同一コースに同時に参加しようとする複数のお客様が責任あるお代表者(以下「契約責任者」という。）を定めてお申し込みいただいた場合、当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様（以下「構成者」という。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体にかかわる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。なお、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3．お申し込み条件

1）旅行開始日時点で16歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件にいたします（ただし一部のコースをのぞきます）。16歳未満の方が、契約責任者となる契約は受け付けません。予約時点で16歳以上20歳未満の方のみでの旅行の場合は、親権者の同意書が必要です。コースにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行を条件にさせていただく場合があります。また、コースの一部について内容を変更させていただく場合があります。

2）特定のお客様層を対象にした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

3）旅行のお申し込みの際に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、補助犬使用の方、おからだの不自由な方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者などの同行者を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件にいたします。

4）お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とすると当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をお取りします。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5）お客様のご都合による別行動は原則として承れません。

6）お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨および現帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず当社にご連絡いただきます。

7）他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

8）お客様が、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

9）その他、当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4．旅行契約の成立時期

1）当社が申込金を受理した後に当社が契約締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社が電子承諾通知を発する場合は通知がお客様に到達した時に成立します。

2）本項1）にかかわらず通信契約の成立時期は第23項　通信契約3）に定める時期とします。

5．契約書面と最終旅程表のお渡し

1）当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行の日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。

2）当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行の日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を最終日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。この場合は、お客様の使用する通信機器に備え付けられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

3）当商品は、旅行契約締結時の契約書面にて、お客様が提供をうける運送機関、宿泊機関などに関する情報を確定いたしますので、契約書面を補完するための確定書面は、別途お渡しいたしません。

4）当社は、契約書面に、記載をした運送機関、宿泊機関などのサービスの提供を受けるための書面（Ｅチケットその他クーポン等）を渡くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前から7日前には お渡しできるように努力しますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期発のコースの一部で旅行開始日の期際にお渡しする場合があります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、お申し込みがご旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日にお渡しする場合があります。

6．お支払い対象旅行代金

1）「お支払い対象旅行代金」とは、ホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」または「基本代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7．旅行代金に含まれるもの

1）旅行日程に明示した運送機関の運賃（注釈のないかぎり普通席）、宿泊費、食事代、消費税等諸税。これらの費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

8．旅行代金に含まれないもの

第7項　旅行代金に含まれるもののほかは旅行代金に含まれていません。その一部を例示いたします。

1）コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用およびクリーニング代、電話料等の個人的性質の諸費用、不に伴う税（消費税等諸税）・サービス料。

2）日本国内における自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、宿泊費など。

9．追加代金と割引代金

第6項 お支払い対象旅行代金でいう「追加代金」および「割引代金」は当社がホームページなどに表示した下記のものをいいます。

1）追加代金

ア）お部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

イ）その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし追加代金を表示したもの。

2）割引代金

ア）「グループ割引」など、参加人数、その他条件による割引代金。

イ）旅行開始日の「○○日前」の申し込みによる「早割○○○円割引」という割引代金。

ウ）その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの。

10．旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものであり理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行の日程・旅行サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後にご説明いたします。

11．旅行代金の変更

1）利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

2）本項1）の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、本項1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。

3）旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。

4）第10項 旅行契約内容の変更により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。

5）運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になった時は、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更いたします。

12．お客様の交替

お客様の交代、名前の訂正は、受け付けておりません。予約を取り消ししたあとに新規に予約をお願い致します。

13．お客様による旅行契約の解除

1）旅行開始前の解除

ア）お客様は、第14項取消料に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、予約確認画面からの手続きのみお受けします。

イ）お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

a）第10項 旅行契約内容の変更に基づき契約内容の重要な変更が行われたとき。ただし、その変更が第22項旅程保証の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

b）第11項 旅行代金の変更1）に基づき旅行代金が増額されたとき。

c）天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

d）当社がお客様に対し、第5項契約書面と最終旅程表のお渡し4）に記載の契約書面にて記載をした旅行サービスの提供を受けるための書面を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

ウ）当社は本項1）のア）により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。また、本項1）のイ）により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

2）旅行開始後

ア）お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ）お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を解除することができます。

ウ）本項2）のイ）の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分にかかわる金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用にかかわる金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

14．取消料

1）旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率 で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のみがキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取り消し日	取消料
開始日の前日から起算して20日前～8日前	受講料の20%
開始日の前日から起算して7日前～2日前	受講料の30%
開始日前日	受講料の50%
開始日当日	受講料の100%

ご本人の都合による途中退学の場合お振込み頂いた費用の返金は致しかねます。入学金（あるいは相当の費用）はキャンセルの日時に関わらず返金致しかねます。

2）当社の定める中止期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取り消しとみなし、上記の取消料が適用されます。

3）旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

4）本表の適用に当たって「開始後」とは、約款の別紙特別補償規定第二条第三項目に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい、当合宿所の入場完了時以降をいいます。

15．当社による旅行契約の解除

1）旅行開始前

ア）お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、第14項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

イ）次の各号に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a）お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b）お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c）お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d）お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

f）天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

g）お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

h）お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為をなすとき。

i）お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する。行為またはこれらに準ずる行為をなすとき。

ウ）当社は本項1）のイ）により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

2）旅行開始後

ア）旅行開始後であっても、当社は次にあげる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a）お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または員迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c）天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し 得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。

d）お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

e）お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

f）お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

g）事故等のお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

5）お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21．オプショナルプランまたは情報提供

1）当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の追加代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画・募集・実施のオプショナルプラン」という）は、ホームページなどで「旅行企画・実施：株式会社アチーブゴール」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプショナルプランに対する第19項 特別補償の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いいたします。

2）オプショナルプランも第14項取消料1）の取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。

3）本商品では宿泊施設などとともに旅程を構成するためオプショナルプランだけのご変更およびキャンセルは承っておりません。

4）ホームページなどでオプショナルプランの企画・実施が当社以外である旨を明示した場合には、第19項 特別補償の規定は適用いたしますが、当社の実施する募集型企画旅行ではございません。当該オプショナルプランにかかわる主催者の責任およびお客様の責任はすべて、当社のオプショナルプランが催行される当該運営管理会社の定めによります。

5）当社は、ホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツにより お客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用いたします（ただし、当該オプショナルプランのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページまたは契約書面に記載した場合を除きます）が、それ以外の責任を負いません。

6）当社企画・募集・実施のオプショナルプラン以外のオプショナルプランは第22項 旅程保証の対象外です。

22．旅程保証

1）当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次のア）、イ）、ウ）で規定する変更を除きます）は、第6項 お支払い対象旅行代金で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に お支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第18項 当社の責任1）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。

ア）次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします）

a）天災地変

b）戦乱

c）暴動

d）官公署の命令

e）欠航、不通、休業などが運送・宿泊機関などのサービス提供の中止

f）遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供

g）旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

イ）第13項 お客様による旅行契約の解除、第15項 当社による旅行契約の解除の規定に基づき旅行契約が解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

ウ）契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

2）本項1）の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、一つの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

3）本項1）2）に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。

4）当社が本項1）の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第18項 当社の責任の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

ご旅行条件書　【募集型企画旅行】　観光庁長官登録旅行業2071号　株式会社アチーブゴール

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面および同法12条5による契約書面の一部になります。（裏面）

5）当社が第18項 当社の責任1）の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。

3）契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明記された日（以下「無手配日」という）については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明記した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

20．お客様の責任

1）お客様故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。

3）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

4）事故等のお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

5）お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21．オプショナルプランまたは情報提供

1）当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の追加代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画・募集・実施のオプショナルプラン」という）は、ホームページなどで「旅行企画・実施：株式会社アチーブゴール」などと明示いたします。当社企画・募集・実施のオプショナルプランに対する第19項 特別補償の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いいたします。

2）オプショナルプランも第14項取消料1）の取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。

3）本商品では宿泊施設などとともに旅程を構成するためオプショナルプランだけのご変更およびキャンセルは承っておりません。

4）ホームページなどでオプショナルプランの企画・実施が当社以外である旨を明示した場合には、第19項 特別補償の規定は適用いたしますが、当社の実施する募集型企画旅行ではございません。当該オプショナルプランにかかわる主催者の責任およびお客様の責任はすべて、当社のオプショナルプランが催行される当該運営管理会社の定めによります。

5）当社は、ホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツにより お客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用いたします（ただし、当該オプショナルプランのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページまたは契約書面に記載した場合を除きます）が、それ以外の責任を負いません。

6）当社企画・募集・実施のオプショナルプラン以外のオプショナルプランは第22項 旅程保証の対象外です。

22．旅程保証

1）当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次のア）、イ）、ウ）で規定する変更を除きます）は、第6項 お支払い対象旅行代金で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に お支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第18項 当社の責任1）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。

ア）次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします）

a）天災地変

b）戦乱

c）暴動

d）官公署の命令

e）欠航、不通、休業などが運送・宿泊機関などのサービス提供の中止

f）遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供

g）旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

イ）第13項 お客様による旅行契約の解除、第15項 当社による旅行契約の解除の規定に基づき旅行契約が解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

ウ）契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

2）本項1）の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、一つの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

3）本項1）2）に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。

4）当社が本項1）の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第18項 当社の責任の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑤上記の①～④に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載されつた事項の変更	2.5%	5.0%

注1：契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱いいたします。

注2：1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

23．旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、弊社ホームページにおいてお客様に「予約完了画面」を提示した日といたします。

24．個人情報の取り扱いについて

1）当社では、旅行お申し込みの受け付けに際し、お客様から所定の入力フォームにて、お申し込みいただいた旅行のサービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客様はすべてご提供いただきます。ご提供いただきました お客様の個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど）について、お客様とのご連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。このほか、当社では①会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。

2）当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容などのお客様へのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。またその管理は当社が責任を持って行います。

3）旅行のお申し込みに際しご提出いただいた個人情報について、個人情報の開示などをご希望される場合は、当社のプライバシーポリシーをご確認のうえ、ご連絡ください。

株式会社アチーブゴール

個人情報保護管理者：総務人事部長

25．その他

1）旅行開始後に悪天候などお客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、第13項お客様による旅行契約の解除2）のウ）の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

2）旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。

3）当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

4）契約成立後に、旅行契約内容（宿泊施設、プラン内容、参加人数など）を変更することはできません。

7）旅行代金は、お申込みいただく日時により異なります。

26．国内旅行保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険をかけられるようおすすめいたします。

企画・実施：観光庁長官登録旅行業第2071号
株式会社アチーブゴール
〒151-0053　東京都渋谷区代々木1-2-9-4F
TEL: 03-5302-2239 FAX: 03-5302-2238
E-mail: info@achievegoal.jp
一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業取扱管理者
本社営業所　川端　省吾　TEL: 03-5302-2239

個人情報保護相談窓口
TEL: 03-5302-2239 FAX: 03-5302-2238
受付時間 09:00 - 18:00（月～金、但し年末年始および祝日を除く）
E-mail: info@achievegoal.jp

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この乙所の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。